

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 沼部 清伸 は、南陽市農業委員会委員総会を平成29年8月25日午前9時00分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 17名
2. 出席委員 14名にしてその氏名は次のとおり
1番 沼部 清伸 2番 高橋 誠一 3番 高橋 善一
4番 船山 利美 5番 安達 芳紀 8番 佐藤 一志
9番 浅野 厚司 10番 高橋 隆 11番 錦郡 昌之
12番 島崎 栄一 13番 大河原 清 15番 峠田 一徳
16番 本間 仁一 17番 黒澤 ちよ子
3. 欠席通告委員 3名にして氏名は次のとおり
6番 小野 博 7番 遠藤 敬一 14番 大武 伸彦
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 局長 小関 宏司
同 上 事務局補佐 大坂 登啓
同 上 振興係長 嶋貫 幹子
5. 付議事件
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 議第34号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第5 議第35号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第6 議第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第7 議第37号 非農地証明願に対する可否について

6. 会議の要領
議長（沼部会長）

（開会：ときに午前9時00分）

平成29年8月18日南農委告示第9号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を開会します。

ただいま出席されている委員は14名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、6番小野博委員、7番遠藤敬一委員、14番大武伸彦委員の3名であります。

よって会議規則第7条の規定により、過半数の出席を得ており、会議が成立しますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議はお手元に配布しております、議事日程によって進めます。

議長（沼部会長）

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は会議規則第40条の規定により議長から指名いたします。5番安達芳紀委員、8番佐藤一志委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 5番 安達 芳紀 委員
 8番 佐藤 一志 委員

議長（沼部会長）

次に日程第2「会期の決定」を議題といたします。会期は本日1日限りとすることに異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（沼部会長）

次に日程第3「諸般の報告」につきましては別紙諸般の報告書によってご了承お願い申し上げます。

議長（沼部会長）

次に日程第4議第34号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由について事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました議第34号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により本委員会に所有権の移転1件の許可申請があったのでご提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長）

ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐

1番につきましては、■■■■から贈与のため、■■■■へ▲▲字▲▲畑26㎡を贈与するため申請があったものです。

議長（沼部会長）

議第34号1番の現地調査について事務局より報告をお願いいたします。

大坂事務局長補佐 大武委員より先日電話で連絡あり、周辺農地に影響なく耕作されていることを確認しております。

議長（沼部会長） これより本案件について、質疑、意見を求めます。

議長（沼部会長） ………なしの声………
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について申請通り許可することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

議長（沼部会長） ………全員挙手………
許可することが全員と認めます。
よって、本案件については、申請どおり許可することに決しました。

議長（沼部会長） 次に日程第5議第35号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました議第35号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は農地法第4条第1項の規定により本委員会に対し1件の許可申請がありましたので提案するものであります。
関係法令通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見の決定をくださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■より、▲▲字▲▲ 畑 139㎡を貸駐車場として利用するために、申請があったものです。
当該地は、農地区分第3種農地となっており転用目的も問題なく、許可要件満たすと考えます。

議長（沼部会長） ここで現地確認について8番佐藤一志委員より報告願います。

8番（佐藤一志委員） 8月18日に私と、小関局長、嶋貫主任の3名で現地を確認して参りました。この案件について申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長（沼部会長） これより本案件について質疑意見を求めます。

………なしの声………

議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

……………全員挙手……………

議長（沼部会長） 許可相当の意見を付することが全員と認めます。
よって本案件は申請通り許可相当の意見を付することに決しました。

議長（沼部会長） 次に日程第6議第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました議第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は農地法第5条第1項の規定により本委員会に対し1件の許可申請がありましたので提案するものであります。
関係法令通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見の決定をくださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありました。事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■が■■■■より、▲▲字▲▲ 畑401㎡を所有権移転し、一般住宅を建設ために申請があったものです。
当該地は、農地区分第3種農地となっており転用目的も問題なく、許可要件満たすと考えます。

議長（沼部会長） ここで現地確認について8番佐藤一志委員より報告願います。

8番（佐藤一志委員） 8月18日に私と、小関局長、嶋貫主任の3名で現地を確認して参りました。この案件について申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長（沼部会長） これより本案件について質疑意見を求めます。

……………なしの声……………

議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

……………全員挙手……………

議長（沼部会長） 許可相当の意見を付することが全員と認めます。
よって本案件は申請通り許可相当の意見を付することに決しました。

- 議長（沼部会長） 次に日程第7議第37号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました議第37号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は農地法第2条に該当しない旨の願出が本委員会に対し2件ありましたので提案するものであります。
事実確認のうえ証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありました、事務局長補佐の説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目が畑 201㎡が、昭和51年10月に住宅を建築して、現在に至っているものです。
2番につきましては■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目が畑 40㎡が、昭和63年頃より防火水槽用地として使用して、現在に至っているものです。
2件とも耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。
- 議長（沼部会長） ここで現地確認について8番佐藤一志委員より報告願います。
- 8番（佐藤一志委員） 8月18日に私と、小関局長、嶋貫主任の3名で現地を確認して参りました。この案件について申請通りであったことをご報告申し上げます。
- 議長（沼部会長） お諮りいたします。
これより審議にはいりますが一括して審議することにご異議ございませんか。
- 議長（沼部会長） ………異議なしの声………
異議なしと認めます。
それでは一括して審議いたします。
これより本案件について質疑意見を求めます。
- 12番（島崎栄一委員） 2番の防火水槽ですが、防火水槽を作るときは、転用の手続きしてから設置するものだと思っておりましたが、この件はたまたま申請が漏れたものですか？
- 大坂事務局長補佐 防火水槽は手続きをとらないで設置されているものが多いと考えられます。今回の件は、大きな土地の一部に設置されておりましたが、分筆したため、きちんと地目変更するための申請です。

1 2 番
(島崎栄一委員) コンクリートで作れば、農地に戻すことができないので、分筆して
手続きをとる必要があると思います。

大坂事務局長補佐 本来分筆して、設置する必要があると思いますが、分筆していない
場合が多いと考えられます。
なんらかの理由で必要となった場合に申請がでてくるものです。

5 番
(安達芳紀委員)
小関事務局長 この防火水槽は、石積みで地区が管理しているようなものですか？
無蓋のRC造でフェンスで囲まれている形のものです。

5 番
(安達芳紀委員)
大坂事務局長補佐 蓋がある場合だと転用が必要になるということですか？
防火水槽は、土地収用法に該当する事業になりますので、転用許可
が不要です。今回の件は、地目変更登記がされなかったための申請で
す。

議長 (沼部会長) 他に本案件について、質疑意見はありませんか。

議長 (沼部会長) ……………なしの声……………
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について願出の通り証明することが妥当と認められ
る委員は挙手を願います。

議長 (沼部会長) ……………全員挙手……………
全員と認めます。
よって本案件は願出の通り証明することに決しました。

議長 (沼部会長) 以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしま
した。よって、平成29年8月18日付け南農委告示第9号をもって
招集しました南陽市農業委員会委員総会を閉会いたします。
(閉会：ときに午前9時19分)